

議員提出議案第3号

八王子市議会会議規則の一部を改正する規則設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年(2021年)6月24日

提出者 八王子市議会議員 八木下輝一

賛成者 八王子市議会議員 西室真希

同 岸田功典

同 冨永純子

同 若林修

同 木田彩

同 西本和也

同 梶原幸子

同 鈴木基司

同 石井宏和

同 日下部広志

同 小林裕恵

八王子市議会議長

吉本孝良殿

八王子市議会会議規則の一部を改正する規則

八王子市議会会議規則（昭和43年八王子市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所<u>(法人その他の団体(以下この項において「法人等」という。))</u>にあつてはその所在地を記載し、請願者が記名押印<u>(法人等にあつてはその名称及び代表者名の記載及び押印)</u>をしなければならない。<u>ただし、複数の者により請願を行う場合、請願者のうち提出者以外の者は、署名をもつて記名押印に代えることができる。</u></p> <p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</u></p>

別紙2

提案理由

政府のデジタル化政策の一環として推進する行政手続等の押印見直し方針、これに併せた地方議会における標準市議会会議規則の改正及び本市の押印等の見直し方針を踏まえ、本市議会においても、身体的理由により署名が困難な請願者を考慮したうえで、手続きの簡素化、市民の利便性向上を図り、開かれた議会活動を促進する必要があることから、「請願書の記載事項等」を規定する条項に「記名押印」を残置するほか「署名」を加えるとともに、所要の規定整備を行う「八王子市議会会議規則」の一部の改正を提案する。